## 東村山都市計画道路3・4・26号久米川駅清瀬線

## 用地説明会 議事要旨

- 1 開催日時:令和2年6月18日(木)午後7時~8時30分
- 2 開催場所:市役所4階 委員会室
- 3 出席者:副市長、都市整備部長、まちづくり課長、まちづくり課職員4名
- 4 配布資料:

次第

東京都広報 (写)

用地と補償のあらまし(パンフレット)

- 5 次 第:
  - 一、開会
  - 一、挨拶
  - 一、職員紹介
  - 一、用地と補償の説明
  - 一、質疑応答
- 6 説明内容:

## 用地と補償の説明

・用地と補償のあらましのパンフレットに沿って説明

## 質疑応答【概要】

- ・ホワイトボードに例を複数示し補償制度について説明。
- Q:用地買収の話し合い期限はいつまでか。
- A:事業施行期間 15 年となっており、その中で用地買収は約 5 年間を予定しています。その後、ライフラインの工事に4年は要します。ライフライン工事後に道路工事を行います。
- Q:5千万円の特別控除は買取りの申出から6か月以内に土地を譲り渡したときに限定されるとあるが、買取り申出日とはいつの時点のことか。
- A:移転先候補があるなど、話し合いが進んだ段階で、補償金を1円単位で提示し説明します。その日が買取り申出日となります。
- Q:買取り申出日は契約前ということか。
- A:買取り申出日は契約前です。早い方で 10 月~11 月に補償金額をお示してきますが、物件を探す等の生活再建の準備のために概算額をお示しするものであり、市はこれを買取り申出日とは考えていません。

Q:今後のスケジュールについて教えてほしい。

A:ご要望のある方は土地代金を7月末以降にお示しできます。建物移転補償金に関しては、8~9月に補償コンサルタント会社の社員がお伺いし調査します。調査日は、事前に連絡し希望日をお聞きします。建物調査は3~4時間程度かかります。調査後計算に入り、おおよそ10月~11月末には補償金総額を提示書でお知らせできます。事情があり急がれる場合は事前にご連絡ください。

以上